

原子力安全規制の組織体制に関する主な見解等

地元町議会（榎葉町・大熊町・双葉町・富岡町）による要望

- (1) 榎葉町議会（平成14年9月10日）
 2. 安全対策の完全実施と再発防止策の確立
- (2) 大熊町議会（平成14年9月19日）

～（略）～、検査体制の見直しと第三者機関の設置等により、より一層の充実・強化を図り、再発の防止と、地域住民広くは国民の信頼回復にむけて、全力を挙げて対応するよう強く要望する。
- (3) 双葉町議会（平成14年9月20日）
 4. 再発防止策として、第三者機関による検査体制の確立をすると共に、国より原発立地自治体に専門技官の派遣をすること。
- (4) 富岡町議会（平成14年9月27日）
 4. 信頼関係回復の第一歩として、第三者による検査機関の設置を確立すること。

青森県知事（核燃料サイクル協議会 平成14年10月10日）

原子力安全・保安院の分離・独立について、知事は会見で「原子力政策を推進する側の経産省に、保安院を置くのでは信頼回復につながらない。独立させて安全性チェックの実効が上がるようにすべきだ」と指摘した。（WEB東奥記事）

福島県議会意見書（平成14年10月11日可決）

- （議案第8号「原子力発電所における信頼回復と安全確保に関する意見書」）
- 6 国の検査機関は、経済産業省内の組織ではなく、独立した機関とすること。

全国原子力発電所所在市町村協議会（平成14年10月31日 要望）

- 3 原子力安全・保安院と資源エネルギー庁を独立的関係に見直すとともに、安全規制の体制を大幅に強化拡充を図ること。

原子力発電関係団体協議会（平成14年11月20日 特別要望）

- 1 原子力安全規制に係る機能・体制の充実強化について

～略～、今回の問題への真摯な反省と検証に基づき、原子力安全・保安院の組織としての在り方を徹底して見直し、国の原子力安全規制に対する信頼回復のためにも、事業者に対する迅速かつ適切な調査・監督体制の構築や国の安全規制を行う組織の独立性を高めるなど、国の規制責任が十分果たされるよう原子力安全規制の機能・体制を充実、強化するよう強く求める。

福井県敦賀市長（平成14年12月5日 参議院経済産業委員会）

原子力安全・保安院というのは資源エネルギー庁の下部組織というふうに位置付けられまして、形的にあるものですから、そうするとやはりプルサーマルのいろんな問題もございますから、下部組織がゆえにそういうことがあったかなという不信を惹起するといえますか、そんなような原因にやはりなっておるんじゃないかというふうに私どもも思っていて、やはりこれは、やはり今、原子力委員会と原子力安全委員会、こうやっていますけれども、やはり推進と規制を明確といえますか、そうした分離の、今の形ではそういう精神にもそぐわぬのじゃないか。やはり独立的な関係にやはり見直しをして、推進する側と規制する側がしっかりとうまく機能すればこういう問題というのは起きないんじゃないかということで、是非私どもの要望のような形で検討してほしいなと思っておりますし、特に原子力安全・保安院がより独立をした役割を果たすようにというふうに期待をしております。

第155回国会閣法第70号

（電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議 平成14年12月28日公布）

三 当委員会における議論及び参考人の意見等を踏まえ、原子力安全規制の信頼性を回復するため、原子力安全・保安院がより独立した役割を果たすよう、その在り方について検討すること。

茨城県東海村長

（平成15年1月23日 原子力委員会核燃料サイクルのあり方を考える検討会）

・安全・安心は事業推進のためなのか、それとも心底、住民を守るためなのか。
・今回の不正事件に伴い、制度の見直しだけで終わっていいのか。規制行政の独立にどうして踏み込めないのか理解できない。

双葉地方町村会（平成15年2月10日） 県への要望

1 国の安全規制の運用

～略～「独立行政法人原子力安全基盤機構」の運用にあたり常に国民の視点に立ち安全性を厳しく監視するよう安全規制の運用強化を図ると共に、国より原発立地自治体に専門技監等を派遣されるよう要請されたい。

原子力発電関係団体協議会（平成15年5月27日 要望）

国は原子力安全規制に対する信頼回復のためにも、原子力安全・保安院の組織としての在り方を徹底して見直し、事業者に対する迅速かつ適切な調査・監督体制の構築や国の安全規制を行う組織の独立性を高めるなど、国の規制責任が十分果たされるよう原子力安全規制の機能・体制を充実・強化するとともに、～略～

全国原子力発電所所在市町村協議会総会（平成15年6月5日）

平成15年度事業計画（案）における重点要望事項

(1) 安全規制の強化

品質管理体制を重視した検査制度の改革、検査の一部を原子力安全基盤機構への移管、維持基準の導入に対して、安全管理の後退を懸念する声もあることから、国民の理解を得る方策を求めるとともに、最終的には国が全責任を有することを確認する。

原子力発電関係道県議会議長協議会（平成15年6月10日 総会）

2 原子力発電施設等の安全確保対策の充実強化を図ること

- (1) 原子力安全規制を行う組織については、一連の不正問題を踏まえ、組織の独立性を高めるなど機能・体制の充実強化を図ること。

新潟県議会（平成15年7月11日 意見書）

「原子力発電の安全性の確保と信頼性の確立に向け、原子力安全・保安院の分離・独立等を求める意見書」

原子力発電の安全性の確保と信頼性の確立並びに立地地域住民の不信と不安の一日も早い解消を図るため、原子力安全・保安院の経済産業省からの分離による独立した規制体制の構築等について、早急に検討するよう強く要望する。

新潟県知事・柏崎市長・刈羽村長(平成15年7月22日 経済産業大臣に要請)

立地地域の声に耳を傾け、中長期的観点に立った安全規制体制のあり方について、原子力安全・保安院の位置づけも含めあらゆる角度から検証、検討を行うこと。

国の見解 1 (原子力安全・保安院ホームページ「福島県浜通り地域の皆様へ」)

平成15年3月26日に経済産業省が浜通り地域を対象に開催した「原子力発電所の点検と国による評価についての説明会」で出された質問に対する経産省原子力安全・保安院の回答

Q： 同じ部局に規制と推進の業務担当があることが如何なものか。

A： 原子力安全・保安院は、先般の中央省庁再編に伴って、平成13年1月から新たに置かれた機関です。中央省庁再編を決めた当時の行政改革会議（橋本内閣総理大臣からの諮問を受けて各界の有識者によって構成された会議）においては、資源の乏しい我が国において原子力は非常に重要なエネルギー源であることから、これを責任を持って推進していくことが必要であり、そのためには、安全規制の側面についても十分理解した担当大臣が推進も担当することが重要である、といった趣旨の議論が行われ、経済産業大臣が安全規制を担当することとなりました。しかし、原子力を推進する立場と安全規制を担当する立場を区分するため、原子力安全・保安院は、法律上「特別の機関」とされ、予算執行、人事、許認可などについて、経済産業大臣に対して直接報告を行い意思決定を求めるなど、独立して意思決定を行っています。また、安全規制の中立・公正さを担保するため、内閣府に置かれた原子力安全委員会が、原子力安全・保安院による安全規制の実施についてダブルチェックを行っており、また、昨年の法改正で原子力安全委員会の機能強化が図られました。

国の見解 2 (平成15年7月11日 経済産業大臣記者会見)

Q： 新潟にいらっしゃったときに、保安院の分離について、かなりやりとりがあったと聞いておりますが、一部報道では大臣は保安院の分離の検討に前向きなような伝え方をしていますが、そこは実際いかがですか。

A： お越しになられていて、注意深く聞いていただければよくわかりだったと思いますが、私どもは国の基本的な方針として、原子力の推進をしていかなければならない、ですから、推進をする責任として、安全に対して責任を持っていくという面があります。従いまして、原子力安全・保安院はしっかりと安全確保で機能していく必要があります。同時に、内閣府に原子力安全委員会を設置し、この前の国会で強化をする法律改正もいたしました。そういう中で、そこもしっかりと安全の監督・指導をしていくということでダブルチェック体制が非常に望ましいと、こう思っているところでございます。これは国の基本ですけれども、しかし国会の中でもいろいろと分離独立論もありましたし、また具体的に立地の皆様方からもそういうお声も出てますから、私どもは基本は、国の安全管理のあり方としてしっかりと据えながら、そういったご意見も全面的に排除するということではなくて、しっかりとご意見はご意見として分析をしながら、そしてこれからの安全行政がどうあるべきかということも含めて検討をしていくということで、国の基本はあくまでもダブルチェック体制をしっかりとやると、これが基本だと、こういうふうにご理解をいただきたいと思っております。

国の見解3（平成15年7月14日 経済産業省事務次官会見）

Q：先週末、新潟県議会が保安院を分離するよう求める決議を採択したのですが、改めて次官のお考えをお聞かせください。

A：常にこれは古くて新しい問題で繰り返し出てきているわけですが、2点申し上げたいと思います。

1点目は、昨年臨時国会において、かねてよりある議論を踏まえた上でダブルチェック機能をどう強化していくかということで議論が行われ、そのダブルチェック機能という仕組みを維持していく、それが一番ベストであるという判断のもとに、必要な修正強化というのが行われたわけでございまして、そういったごく近時点における議論の結果というのをどう踏まえるのかということは、必ず問いかねられなければならない問題だと思います。

それから、二つ目は原子力発電に係るいろいろなトラブル、あるいは事故を本当に分析をして、その結果を踏まえた上でどういうふうな事故の再発防止なり、トラブルの再発防止なり、あるいは事故やトラブルからくる、ないしはいろいろな問題からくる信頼感の喪失だとか、あるいは不安にどう対応していくか、そのところを冷静に議論する必要があると思っております。かねてより私も若干その点に触れるご質問を申し上げてきたと思いますが、基本的には人間のミス、あるいは判断ミス、操作ミスによって生じている部分はかなり大きいわけでありまして、そういった人間のミスに基づくものについて、どういうシステムで、どういう当事者の関与のもとに情報というものを共有しつつ解決策を力を合わせて探っていくかという仕組みとはそう単純ではないし、簡単ではないと思います。その仕組みを考えない限り、ある意味で象徴的な権限だけをいじってみても問題の解決には、なかなかならないのではないかなという感じを抱いております。

いずれにしても、本件はある意味で非常に難しい問題だと思いますので、私どもも幅広い観点から、あるいは今申し上げましたような視点も十二分に踏まえながら、引き続き私ども自身の問題としても考えていきたいと思っております。

原子力の安全に関する条約

（平成8・10・18・条約 11号 発効平成8・10・24・外務省告示513号）

第8条 規制機関

1 締約国は、前条に定める法令上の枠組みを実施することを任務とする規制機関を設立し又は指定するものとし、当該機関に対し、その任務を遂行するための適当な権限、財源及び人的資源を与える。

2 締約国は、規制機関の任務と原子力の利用又はその促進に関することをつかさどるその他の機関又は組織の任務との間の効果的な分離を確保するため、適当な措置をとる。